

健指第711号
令和2年5月29日

各市町村介護保険主管課長 様
(指定都市を除く)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
(公印省略)

介護職員等特定処遇改善加算における「見える化要件」への
対応について

2019年度介護報酬改定において新設された「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件の1つである「特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること(見える化要件)」につきましては、公表方法の1つとして介護サービスの情報公表制度を活用することが挙げられています。

つきましては、当該制度を活用して「見える化要件」に係る公表を行う際の作業手順について別添のとおりお知らせいたしますので、貴市町村所管の介護サービス事業所へ周知していただきますようお願いいたします

【問い合わせ先】

■介護サービス情報公表システムにおける報告方法等に関すること

千葉県介護サービス情報公表センター
(福)千葉県社会福祉協議会内) 電話：043(245)2344

■介護サービスの情報公表制度に関すること

千葉県健康福祉指導課法人指導班 電話：043(223)2351